

議 長 日程第6「議案第5号松田町児童館等の設置及び管理に関する条例及び松田町地域集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第5号松田町児童館等の設置及び管理に関する条例及び松田町地域集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成29年3月1日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町萱沼児童館の耐震診断の結果、倒壊の恐れありと判断され、松田町萱沼児童館を解体し廃止するとともに、新しく松田町萱沼地域集会施設を設置するため所要の改正をしたいので、提案するものであります。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは議案第5号について説明をさせていただきます。今回の条例の一部改正につきましては、2つの条例を2つの条建てで改正を行うものでございます。萱沼地域集会施設が新たに建設されますので、各条例から名称、変更ございますので条例から削除し、追加するものでございます。

それでは議案第5号、2枚おめくりいただいて参考資料をごらんください。新旧対照表になります。松田町児童館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、第1条関係です。右側が現行、左側が改正案になっておりますけれど、右側の松田町萱沼児童館、松田町寄786番地を削除いたします。

下段の表、松田町地域集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、第2条関係です。左側、改正案の第2条のところですね、1枚、裏面のほうごらんください。表の中段ほどになります。松田町仲町屋地域集会施設の次に、松田町萱沼地域集会施設、松田町寄718番地を追加するものでございます。

1枚お戻りください。改正本文になります。第1条におきましては萱沼児童館を削除する改正条文でございます。第2条につきましては萱沼地域集会施設を追加する改正条文でございます。附則、（施行期日）、1、第1条の規定は平成29年3月31日から、第2条の規定につきましては同年4月1日から施行す

る。2、この条例の施行の日前になされた届け出、申し込みその他の行為は、この条例による相当規定によりなされたものとみなす。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第5号松田町児童館等の設置及び管理に関する条例及び松田町地域集会施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。